

2025 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 特 種 東 海 製 紙 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 松田 裕司
(コード番号 3708 東証プライム)
お問合せ先 執行役員総務人事本部長 田中 浩之
TEL 03 (5219) 1810

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月26日開催予定の当社第18回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 経営環境の変化に応じた迅速な対応、株主総会および取締役会の運営を柔軟かつ機動的に行うため、招集権者、議長及び代行順位の決定に柔軟性を持たせることを目的として所要の変更を行うものです。
- (2) 資本政策および配当政策を機動的に遂行することを目的として、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、取締役会決議をもって自己株式の取得や剰余金の配当等を行うことが可能となるよう規定の新設および内容が重複する規定の削除を行うものです。
- (3) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、取締役会決議をもって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を新設するものです。
- (4) その他、上記の各変更に伴う、条数の整理等、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

- (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 2025年6月26日 (予定)
- (2) 定款変更の効力発生日 2025年6月26日 (予定)

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(自己株式の取得)	(削 除)
第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、 <u>取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。</u>	
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第8条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
第9条～第10条 (条文省略)	第8条～第9条 (現行どおり)
第11条 (条文省略)	第10条 (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
第12条～第14条 (条文省略)	第11条～第13条 (現行どおり)
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第15条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> が招集し、議長となる。	第14条 <u>当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた順序により、取締役が招集し、議長となる。</u>
2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>	(削 除)
第16条～第22条 (条文省略)	第15条～第21条 (現行どおり)
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第23条 (条文省略)	第22条 (現行どおり)
(新 設)	2 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役または執行役員の内1名を社長とする。</u>
2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、 <u>取締役社長各1名</u> 、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	3 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
(取締役会の招集権者および議長)	(取締役会の招集権者および議長)
第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> が招集し、議長となる。	第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会の定めた順序により、取締役が招集し、議長となる。</u>
2 <u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>	(削 除)
第25条～第29条 (条文省略)	第24条～第28条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第 30 条 (新 設) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 第 31 条～第 40 条 (条文省略) (新 設) 第 41 条 (条文省略) (新 設) 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (中間配当) 第42条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。 第 43 条 (条文省略) 附則 (条文省略)	(取締役の責任免除) 第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役の決議によって免除することができる。</u> 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 第 30 条～第 39 条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第 40 条 当会社の剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。 第 41 条 (現行どおり) 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (削 除) 第 42 条 (現行どおり) 附則 (現行どおり)

以 上